

平成28年12月13日

産業建設常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

平成28年12月13日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

| | | | |
|------|-------|-------|--|
| 委員長 | 志賀勝利君 | | |
| 副委員長 | 山本進君 | | |
| 委員 | 菅原善幸君 | 阿部眞喜君 | |
| | 今野恭一君 | 曾我ミヨ君 | |

出席議長団（2名）

| | |
|-----|-------|
| 議長 | 香取嗣雄君 |
| 副議長 | 伊藤博章君 |

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

| | | | |
|----------------------|-------|------------------|-------|
| 市長 | 佐藤昭君 | 副市長 | 内形繁夫君 |
| 産業環境部長 | 小山浩幸君 | 建設部長 | 阿部徳和君 |
| 震災復興推進局長 | 熊谷滋雄君 | 水道部長 | 高橋敏也君 |
| 産業環境部次長 兼商工港湾課長 | 佐藤達也君 | 建設部次長 兼都市計画課長 | 阿部光浩君 |
| 震災復興推進局次長 兼復興推進課長 | 鈴木康則君 | 水道部次長 兼工務課長 | 大友伸一君 |
| 産業環境部 水産振興課長 | 並木新司君 | 建設部 下水道課長 | 佐藤寛之君 |
| 水道部 業務課長 | 菅原秀一君 | | |

事務局出席職員氏名

| | |
|-------------------|-------|
| 事務局次長 兼議事調査係長 | 鈴木忠一君 |
| 事務局次長 兼議事調査係主事 | 片山太郎君 |
| 事務局長 | 安藤英治君 |
| 議事調査係主査 | 平山竜太君 |

会議に付した事件

議案第 8 1 号 塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

議案第 8 7 号 平成 2 8 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 8 9 号 平成 2 8 年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算

議案第 9 2 号 平成 2 8 年度塩竈市水道事業会計補正予算

午前10時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第81号「塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」、議案第87号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第89号「平成28年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」、議案第92号「平成28年度塩竈市水道事業会計補正予算」の4件であります。

これより議事に入ります。

議案第81号、第87号、第89号及び第92号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 産業建設常任委員会のご審査をいただきます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。議案第81号塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を含めまして、計4件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 菅原水道部業務課長。

○菅原水道部業務課長 それでは、水道部業務課から議案第81号塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。資料番号1の塩竈市議会定例会議案と資料番号6の市議会定例会議案資料をご用意いたします。

初めに、資料番号1の3ページをお開き願います。本条例の提案理由でございますが、こちら3ページに記載のとおり雇用保険法等の一部改正に伴い所要の改正を行おうとするものでございます。

少子高齢化が進展する中で、高齢者、女性等の就業促進及び雇用継続を図るため、雇用保険法が改正されております。主に、1つ目に65歳以降新たに雇用されるものを雇用保険適用とすること、2つ目に従来あった給付制度の広域求職活動費を拡充し、名称を求職活動支援費に変更すること、この2点でございます。

改正内容についてご説明いたします。資料番号6の3ページをお開き願います。塩竈市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、一部改正の新旧対照表でございます。右側に現行条例、左側に改正案を記載しております。現行条例の第18条6項中、そのものが退職の

際勤務していた当該地方公営企業の事業を、同法第5条第1項に規定する適用事業を削り、高年齢継続被保険者を高年齢被保険者に改め、次に同条第8項中広域求職活動費を求職活動支援費に改めるものでございます。

申しわけございませんが、資料番号1の3ページにお戻り願います。附則に記載しておりますが、この条例は平成29年1月1日から施行いたします。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 水産振興課からは、議案第87号一般会計補正予算のうち、水産振興課が所管する事項についてご説明をいたします。資料番号3の補正予算説明資料をご用意願います。こちらの15ページ、16ページをごらんいただきたいと思います。

説明の都合上、歳出予算から先に説明をさせていただきます。15ページの第6款農林水産業費の第2項水産業費第1目水産業総務費の19節負担金補助及び交付金に塩釜漁港の機能保全計画に係る県事業の市町村負担分となります水産物供給基盤機能保全事業負担金といたしまして、750万円を追加してございます。次に、第2目水産業振興費の19節負担金補助及び交付金に市町村振興総合補助金を活用しました漁船乗組員救急救命推進事業補助金といたしまして37万8,000円を追加しております。15ページの右側、財源内訳欄をごらんください。本事業に係る財源といたしましては、国県支出金に県の補助金といたしまして18万9,000円を、一般財源として同額を計上してございます。次に第3目浅海漁業振興費の19節負担金補助及び交付金に水産業災害対策資金利子補給金といたしまして2万5,000円を追加してございます。これは本年8月にございました台風被害に遭った漁業者に対する貸付金の利子補給のための事業費でございます。財源の内訳といたしましては、国県支出金に県補助金といたしまして1万2,000円を、一般財源として1万3,000円を計上しております。

申しわけありません。同じ資料の24ページをごらんください。24ページの債務負担行為の表になります。こちらの事業につきましては、貸し付けの期間が5年以内となっておりますことから、利子補給に関する予算につきましても債務負担行為のほうを計上させていただいております。こちらの表の2行目、水産業災害対策資金利子補給補助事業といたしまして限度額を96万9,000円、債務負担行為の設定を平成29年度から平成33年度までということで計上させていただいております。財源の内訳といたしましては、国県支出金を48万4,000円、一般財源48万5,000円と、2分の1の県の補助ということで計上させていただいております。

続きまして、ちょっと前にお戻りいただきまして、21ページ、22ページをごらんください。第11款災害復旧費でございます。第11款災害復旧費第1項農林水産業施設災害復旧費第1目漁港施設災害復旧費に9,580万8,000円を減額で計上してございます。こちらは寒風沢漁港の災害復旧工事の契約におきます債務負担上限額と、請け負いの年度支払い額との差額を減額補正するものでございます。財源内訳といたしましては、国県支出金から9,427万5,000円を減額、一般財源から153万3,000円を減額してございます。

同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。歳入予算についてご説明いたします。ページの中段、第14款国庫支出金でございます。こちらの第2項国庫補助金第6目災害復旧費国庫補助金の1節農林水産業施設災害復旧補助金から漁港施設災害復旧費補助金といたしまして9,427万5,000円を減額しております。こちらは寒風沢漁港の災害復旧工事の請負差額の減額に伴うものでございます。その下の欄、第15款県支出金でございます。第2項県補助金第1目総務費県補助金の1節総務管理費県補助金に市町村振興総合補助金といたしまして73万4,000円を計上しております。このうちの18万9,000円が漁船乗組員救急救命推進事業に係る県の補助金となっております。次に、同じ款の第5目農林水産業費県補助金の2節水産業費補助金に水産業災害対策資金利子補給補助金といたしまして1万2,000円を計上してございます。

続きまして、補正予算を計上しました事業のうち、主なものについてご説明をいたします。申しわけありません。資料番号6の定例会の議案資料をご用意ください。こちらの69ページをごらんください。漁船乗組員救急救命推進事業についてご説明いたします。1の事業概要についてでございますが、宮城県の市町村振興総合補助金を活用いたしまして、本市に船籍を有する漁船に対し自動体外式除細動器、いわゆるAEDの整備費用の一部を補助することで海難事故の防止と漁船乗組員の救急救命体制を整えるものでございます。2の要望台数等についてでございますが、現在予備調査で要望いただいている船舶については2隻でございます。この2隻分としまして事業費56万8,000円、うち県と市の対象経費がそれぞれ事業費の3分の1となりますので18万9,000円をそれぞれで負担、残り3分の1となる19万円が事業者の負担となっております。3の事業費及び財源内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。また、スケジュールについてはこちらの定例会でお認めいただければ、補助金の交付についての申請等を受け付けて回収していきたいと思っております。年度内の事業完了をするように取り組んでまいります。

続きまして、同じ資料の70ページでございます。70ページをお開きください。水産業災害対

策資金利子補給金についてご説明いたします。初めに、資料の訂正をお願いいたします。こちらの資料についてですが、実は3の利子補給率等の表に記載をしております金利についてでございますが、11月30日付で若干引き下げられておりますので、こちらの金利のほうの訂正をお願いいたします。基準金利につきましては1.40%から1.35%に引き下げられてございます。それに伴いまして、県と市の補給分それぞれが0.65%から0.635%となっております、合計が1.27%。貸付金利につきましては0.08%に引き下げられてございますので、ご訂正をお願い申し上げます。申しわけありません。議案配付資料の配付が終わった後の通知でございましたので、あらかじめの訂正が間に合わなかったものでございます。

それでは、事業のご説明をいたします。1の概要といたしまして、本年8月の台風で被害を受けた浅海養殖施設の復旧及び漁業者の経営安定を図るために、宮城県の単独事業として発動されることになった水産業災害対策資金を利用した際の利子の一部を補給するものとして実施をするものでございます。2の対象者等につきましては、台風被害により水産物の損失額が平年の漁業総収入の2割を超えたもの、漁船漁具及び養殖施設の損失額が当該施設の被害時の時価額の5割を超えたもので、居住する市町の被害認定を受けたものとなりまして、市と県を合わせて1.27%の利子補給を実施いたします。3の利子補給等につきましては、下表に記載のとおりでございます。

4の借入申込期間についてですが、県が定める日、こちらは12月20日からということで決定をいたしました。平成28年12月20日から平成29年2月28日までが申込期間でございます。5の申請等の期限、6の事業費及び財源につきましては、記載のとおりでございます。また、この災害対策資金の借り受け限度額になりますが、こちらのほうは施設等の被害額の8割または1,000万円のいずれか低い額、償還期間は5年以内で、うち1年以内の据え置き期間を設けられます。本市では宮城県漁業協同組合の塩釜市浦戸東部支所の組合員6名が対象となっております、県の事前調査では施設復旧費及び運転資金として2,160万円の希望があるというふうに通っております。

大変申しわけありません。続きまして、資料番号6の同じ資料の72ページをごらんください。水産物供給基盤機能保全事業についてご説明いたします。1の事業概要についてですが、漁港施設の老朽化対策として平成20年度から国が進めてまいりました漁港施設の長寿命化のための機能保全計画策定等について、宮城県が管理します漁港施設の計画策定を行うに当たりまして市に対しましても受益者としての負担を求められているものでございます。今回の対象は

塩釜漁港特三漁港分の計画策定となっております。2の負担割合及び負担金額についてでございますが、下表に記載しましたとおり、塩釜漁港に係る総事業費、表の右端の合計欄に記載しております。5,000万円のうち国が50%の2,500万円、県が35%の1,750万円、市が15%の750万円となっております。事業費及び財源につきましては、市の負担分750万円全額が一般財源となります。スケジュールにつきましては、本年度末までの計画策定を行うということで示されてございます。

水産振興課からの説明は以上になります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 議案第87号平成28年度塩竈市一般会計補正予算のうち、復興推進課分の予算についてご説明いたします。資料番号2補正予算書、資料番号3補正予算説明書、資料番号6議案資料をご用意したいと思います。

まず、資料番号6議案資料の52ページをお開き願いたいと思います。初めに、復興交付金事業計画についてご説明いたします。1の復興交付金事業内訳ですけれども、12月補正で予算を計上しております事業の一覧、13事業を計上してございます。(1)から(7)までの7事業が復興推進課で計上している予算となりますが、全て決算整理に向けた事業費の減額補正となるものでございます。

まず、(1)の寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業は2号集落道、12号集落道の整備工事を予定しておりましたが、道路下に埋設いたします他事業での下水管工事が不調となりまして、集落道整備工事が平成29年度の施工となるために工事費2,900万円を減額するものでございます。財源の内訳は復興交付金基金からの繰入金2,175万円、震災復興特別交付税725万円となっております。

(2)の野々島地区漁港施設機能強化事業につきましては、浦戸開発総合センター周辺の盛り土工事を予定しておりましたが、平成29年度から施工予定の集落基盤のかさ上げ工事と一体的な施工を行うために工事費2,110万円を減額するものです。財源の内訳は復興交付金基金繰入金1,627万5,000円、震災復興特別交付税482万5,000円です。(3)の寒風沢地区漁港施設機能強化事業につきましては、漁港施設の工事陸揚げ場所の調整を行った結果、本事業の施工が平成29年度となるために工事費1億628万円を減額するものです。財源の内訳は復興交付金基金繰入金8,128万2,000円、震災復興特別交付税2,499万8,000円となっております。(4)の新

浜町杉の下線道路事業につきましては、下水道工事の進捗状況によりまして平成29年度の施工となる工事費及び用地買収費、移転補償費が確定したために1億6,564万4,000円を減額するものです。財源の内訳は復興交付金基金繰入金1億2,801万9,000円、震災復興特別交付税3,762万5,000円となっております。(5)の寒風沢地区防災集団移転促進事業につきましては、対象者の団地移転がなくなったために不要となりました工事費や、賠償費など3,757万円を減額するものでございます。財源の内訳は復興交付金基金繰入金3,217万4,000円、震災復興特別交付税539万6,000円となっております。(6)の朴島地区小規模住宅改良事業につきましては、区域内の内水排除のためのポンプを設置するものですけれども、宮城県で施工いたします防潮堤工事の進捗状況によりまして、平成29年度以降の施工となるため工事費4,550万円を減額するものです。財源の内訳は復興交付金基金繰入金3,412万5,000円、震災復興特別交付税1,137万5,000円です。

(7)の災害公営住宅整備事業につきましては、清水沢住宅、北浜住宅の事業費の確定に伴いまして3億6,123万8,000円を減額するものです。財源の内訳は地方債4,860万円、復興交付金基金繰入金3億1,259万9,000円、一般財源3万9,000円となっております。

次の、2の債務負担行為に係る内訳でございますけれども、野々島地区漁業集落防災機能強化事業での集落基盤のかさ上げ工事を行うに当たりまして、住民の方が一時的に入居する仮設住宅をリース契約にて設置するために債務負担行為を設定するものでございます。期間は平成29年度から平成31年度まで、事業費の限度額が8,500万円、財源の内訳は復興交付金基金繰入金6,375万円、震災復興特別交付税2,125万円となっております。

次に、資料番号3補正予算書15ページ、16ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳出予算をご説明いたします。第6款農林水産業費第2項水産業費第7目復興交付金事業費1億5,638万円を減額するものです。内訳は9節旅費1万4,000円、11節需用費148万6,000円、15節工事請負費1億5,488万円となっております。事業内訳に記載しておりますが、さきにご説明いたしました寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業、野々島地区、寒風沢地区の漁港施設機能強化事業の減額補正となるものでございます。

次に、17ページ、18ページをお開き願いたいと思います。第8款土木費第5項都市計画費第7目復興交付金事業費2億321万4,000円を減額するものです。内訳は11節需用費263万円、13節委託料317万円、15節工事請負費9,177万4,000円、17節公有財産購入費749万5,000円、22節補償補填及び賠償金9,814万5,000円となります。これも事業内訳に記載しておりますけれど

も、さきにご説明いたしました新浜町杉の下線道路事業、寒風沢地区防災集団移転促進事業の減額補正の内容となるものでございます。その下、第6項住宅費第2目復興交付金事業費4億673万8,000円を減額するものです。内訳は15節工事請負費2億254万8,000円、17節公有財産購入費2億20万8,000円、19節負担金補助及び交付金398万2,000円となります。これも事業内訳に記載しておりますけれども、朴島地区の小規模住宅改良事業、災害公営住宅整備事業の減額補正となるものでございます。

次、3ページ、4ページにお戻りいただければと思います。

歳入予算をご説明いたします。第10款地方交付税第1項地方交付税第1目地方交付税1億3,744万7,000円の減額のうち、復興交付金事業の7事業分で9,146万9,000円の減額となるものでございます。

次、5ページ、6ページをお開きいただければと思います。第18款繰入金第1項基金繰入金第8目東日本大震災復興交付金基金繰入金8億8,589万9,000円の減額のうち、復興交付金事業7事業分で6億2,622万4,000円の減額となるものでございます。次に、第21款市債第1項市債第5目土木債2節公営住宅債4,860万円の減額につきましては、清水沢、北浜災害公営住宅の事業費の確定に伴い減額となるものでございます。

次に、資料番号2補正予算書の4ページをお開きいただければと思います。

第3表債務負担行為補正でございます。3行目の野々島地区漁業集落防災機能強化事業といたしまして、期間を平成29年度から平成31年度、事業費の限度額を8,500万円として今回追加するものでございます。

次の第4表地方債補正ですけれども、1行目公営住宅整備事業といたしまして、起債の限度額を11億5,470万円から11億610万円に変更するものでございます。

最後に債務負担行為の追加に係る事業内容をご説明いたしますので、資料番号6議案資料の71ページをお開き願いたいと思います。1の事業概要でございます。震災によりまして甚大な津波被害を受けまして野々島地区につきましては、災害危険区域の設定を行わずに集落基盤のかさ上げ工事を行うことによりまして被害を軽減していく計画となっております。防潮堤の高さについて、宮城県と住民の方々との協議が続いておりましたけれども、本年8月に合意が調いまして、本事業を施工できる環境がようやく調ったところでございます。今回、事業を進めるに当たりまして、住民の方が一時的に入居する仮設住宅をリース契約にて設置するための債務負担行為を設定するものでございます。

2の配置図をごらんいただきたいと思います。漁港用地を一部お借りいたしまして、2DKの仮設住宅を3棟、仮設倉庫を5棟設置するものでございます。仮設倉庫の2棟につきましては、以下に使用しておりました応急仮設住宅を転用いたしますので、今回のリース契約にて設置いたしますのは網かけをしている部分、仮設住宅3棟、仮設倉庫3棟となるものでございます。今後につきましては、1月下旬にリース契約を締結いたしまして、3月下旬から仮住まいにご入居をいただき、順次工事に入っていきたいと考えてございます。順調に事業が推移いたしますと、平成31年度末には基盤のこのかさ上げ工事が完了する予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

復興推進課分の補正予算については以上でございます。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤下水道課長 それでは、議案第87号のうち、下水道課に係る分につきましてご説明いたします。まず、資料No.3の17ページ、18ページをお開き願います。

第8款土木費でございます。第8款土木費第5項都市計画費第4目下水道費でございます。下水道事業特別会計の繰出金といたしまして3億412万円、こちらのほうを減額するものでございます。内容につきましては、次の下水道事業特別会計補正予算におきましてご説明いたします。

下水道事業の一般会計に関する部分は以上でございます。

続きまして、議案第89号下水道事業特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

初めに事業概要につきましてご説明いたしますので、資料No.6の76ページをお開き願います。下水道災害復旧事業及び東日本大震災復興交付金事業についてでございます。1の災害復旧事業でございますが、こちらにつきましては北浜地区の災害復旧事業について現在着手しているところですが、平成28年11月10日付で国庫補助金の追加の内示がありましたので、今回補正予算として計上するものでございます。

(2)の事業費及び財源内訳につきましては、事業費が29億6,221万8,000円、国庫補助金といたしまして29億1,482万1,000円、地方債が940万円、一般財源、震災復興特別交付税が充当されますけれども、3,799万7,000円でございます。

次に、2の東日本大震災復興交付金事業でございます。概要でございますけれども、下水道におきます復興交付金事業におきましてはポンプ場整備等の雨水対策等の整備に着手しておりますが、平成28年度の決算に向けまして契約額の確定、さらに事業の進捗等によりまして各復

興事業の整理予算を補正予算として計上するものでございます。(2)の補正予算額でございますけれども、各事業の事業概要にございます各工事におきまして先ほどの契約額の確定、進捗によりましておのおの補正を行うものでございます。合計で3億4,231万7,000円を減額とするものでございます。

次に予算書につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、資料No.3の36ページ、37ページをお開き願います。説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第4款災害復旧費でございます。第4款災害復旧費第1項災害復旧費第1目災害復旧費につきまして、北浜地区の災害復旧工事に係る費用といたしまして29億6,221万8,000円を増額補正として計上しております。

次のページをお開き願います。第5款復興事業費でございます。第5款復興事業費第1項復興事業費第1目復興交付金事業費につきまして、事業内訳に記載しております各事業におきまして契約額の確定、事業進捗によりまして減額とするものでございます。まず、需用費総額として減額とすることでございます。まず、11節の需用費につきましては650万円の増額という形になります。15節の工事請負費につきましては3億4,960万7,000円の減額、17節の公有財産購入費につきましては、こちらにつきましては中央の第2ポンプ場のほうを宮城県から土地を購入するという費用でございましたけれども、県の港湾計画の変更の日程の調整のため、こちらのほうは減額とするものでございます。22節といたしまして5,079万円の増額ということになります。合わせまして、最終的にはマイナス3億4,231万7,000円の減額ということになります。

続きまして、歳入になります。ページをお戻りいただきまして、34ページ、35ページをお開き願います。まず、第3款国庫支出金でございます。こちらとしまして29億1,482万1,000円の増額となります。第4款繰入金でございます。一般会計繰入金でございますけれども、マイナス3億412万円ということになります。続きまして第6款市債でございますけれども、災害復旧の事業債といたしまして940万円、復興事業債といたしまして、こちらのほうはマイナスでございますけれども20万円を計上しております。

続きまして、債務負担行為の補正につきましてご説明いたしますので、資料No.2の11ページをお開き願います。第2表債務負担行為の補正になります。債務負担行為につきましては、北浜地区の災害復旧事業費ということで債務負担行為を設定しておりましたけれども、先ほどの増額補正に伴いまして公営企業災害復旧事業費を廃止するというものでございます。また、第

3表地方債補正でございますけれども、北浜地区の災害復旧事業費の増額補正に伴います分といたしまして、公営企業災害復興事業費の限度額を1,880万円から940万円増額し2,820万円に、また復興交付金事業の減額によります公営企業復興交付金事業の限度額につきまして4,140万円から20万円減額し4,120万円に変更するものでございます。

下水道課からは以上でございます。ご審議のほう、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 菅原水道部業務課長。

○菅原水道部業務課長 水道部業務課からは、議案第92号平成28年度塩竈市水道事業会計補正予算について説明させていただきます。

資料番号5の平成28年度塩竈市水道事業会計補正予算と、資料番号6の議案資料をご用意いたします。

資料番号5の1ページをお開き願います。今回の補正は災害復旧事業において他部署の復旧復興事業との調整により災害復旧事業費の国庫補助金、工事費の減額補正を行うものでございます。

補正の内容でございますが、第2条は災害復旧事業として業務の予定量を6,400万円減額し2億4,700万円にするものでございます。第4条は災害復旧事業の国庫補助対象事業分の減額に伴い補助金を減額するもので、第1款資本的収入の第4項補助金を8,340万9,000円減額し、第1款資本的収入の総額を6億8,814万8,000円とするものでございます。

これに対しまして、第1款資本的支出の第4項災害復旧事業費を6,400万円減額し、第1款資本的支出の総額を12億5,934万1,000円とするものでございます。このことによりまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、中段になりますが、5億7,119万3,000円は当年度分損益勘定留保資金3億4,634万2,000円、減債積立金1億371万7,000円、建設改良積立金6,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,113万4,000円で補填するものでございます。

2ページをお開き願います。2ページは補正予算に係る実施計画となっておりますので、ご参照願いたいと存じます。3ページは補正予算に係る説明資料となっておりますので、ご参照願いたいと存じます。

続きまして、災害復旧事業の概要を説明いたしますので、資料番号6の77ページをお開き願います。1の概要ですが、今年度の災害復旧事業は新浜町、港町、貞山通の4路線を予定しています。そのうち、新浜町一丁目を除く3路線につきましては工事請負者が決定し、順次工事

に着手しております。新浜町一丁目の工事につきましては、県の臨港道路災害復旧事業との調整により平成29年度の実施見込みとなりました。また、平成29年度実施予定としておりました藤倉一丁目の工事につきましては、新浜町杉の下線の道路事業の進捗に伴い今年度工事が可能となりましたことから、事業変更に伴う工事費につきまして補正予算を計上するものでございます。

2の今後の取り組みでございますが、藤倉一丁目の工事につきましては厚生労働省に今年度に前倒して工事発注するため保留解除を申請し、解除通知があったことから現在契約手続を進めております。

3の補正予算の内容でございますが、当初に工事費総額としまして2億9,362万4,000円を計上しておりましたが、実施設計と契約時における請け差、さらに新浜町一丁目と藤倉一丁目の路線の入れかえなどから6,400万円の減額となったものでございます。下の表は、ただいま説明しました当初事業と変更後の事業内訳を記載しておりますので、後ほどご確認していただきたいと存じます。

同じ資料番号6の78ページをお開き願います。こちらは平成28年度災害復旧事業の施工位置図となっております。①から③は発注済みとなっております。④の新浜町一丁目地内は減額予定で、平成29年度施工見込みとなっております。⑤の藤倉一丁目地内は平成29年度予定でございましたが、今年度に前倒して発注する路線となります。

以上で水道事業会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○志賀委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。菅原委員。

○菅原委員 私のほうから何点か、ちょっと質問させていただきたいと思います。

まず資料No.6のほうで、71ページでございますけど、野々島地区漁業集落防災機能強化事業ということでございます。今回やっと震災から5年9カ月がたつわけでございますけれども、かさ上げの決定が完了したということで今回住まれている方が移動してかさ上げの工事を行うということでございますけれども、今現在かさ上げになる地域が多分あると思うんですけれども、その対象となる世帯はどうなっているのか。また、皆さんがこれから、多分移動されると思うんですけれども、話し合いも多分やられると思うんですけれども、皆さん同意されているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 お答えいたします。さきの産業建設常任委員協議会でいろいろ詳しくこの事業についてご説明させていただきました。3つの工区に分けて順次工事を行っていくということで、対象家屋が15戸でございます。皆さんご納得いただいております、事業に進めていくという状況になっております。9月に全体の野々島地区の説明会を行いまして、個々の補償額等につきましては今担当のほうで個々に個別に当たっております、詳しく事業内容等をご説明しているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。これから多分かさ上げされる地域の世帯の方と話し合いが設けられるということだと思います。あと、仮設住宅は多分被害地域に近くだと思うんですけども、できると思いますけれども、15世帯という形で今現在仮設住宅は3世帯しかできていない。あとは倉庫という形なんですけれども、どういう経緯で多分順番でやられるのか、それとも一気にやるのかわかりませんが、その辺はいかがなんでしょうか。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 仮設住宅につきましては、まずリース契約で3棟建てます。災害公営住宅のほうで2戸、今まだあいてございますので、この2戸を使いまして5戸をこの仮設住宅という形でお使いいただきたいと思っていました。第1ブロックのほうの対象者5件ございますので、まずこの方々にこの5戸を使いまして仮入居していただきまして、事業を進めていくという状況です。大体、1年ぐらいローテーションがかかりますので、次の第2ブロックの方は4件となっておりますので、順次終わりましたらローテーションを組んでこの災害公営住宅と仮設住宅のほうにお入りいただくという内容になってございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 といいますと、分散的に段階を踏んで世帯を分けて多分仮設住宅に入れると思うんですけども、ただ、この住宅というのは15世帯ぐらいあるんですけども、今現在その住宅がどうやって移動するのか、また解体するのか。どういうふうな形で今現在住まれているわけでございますので、その方法をどういうふうな説明されるのかちょっとお聞きしたいと思えます。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 仮住まいにお移りいただきまして、移った段階でご自分の住宅を解体をしていただくという状況でございます。解体をして自宅を再建をしていただいて、終わりました

ら仮設住宅のほうからご自分の家にお戻りいただくというのが大体1年ぐらいかかるだろうという状況でございます。解体した後に私どものほうで盛り土工事をしまして、そこに新しい家を建てていただくこととなりますので、1年ぐらいのスパンが1ローテーションでかかるという状況で今試算しているところでございます。トータルで3年ぐらいはかかるだろうということで、今考えてございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 解体するのが前提だと、先ほど今の答弁でございましたけれども、解体することによって、それが終われば仮設から戻るということで更地になっているわけでございますので、どうやって戻るのがか。それともその世帯の方が新しく新築として建てるのか。そうするとなると、期間というのが物すごい期間になってしまうわけなんですけれども、その辺、いかがなんでしょうか。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 仮住まいに入っていて、ご自分でお家をまず解体をしていただくという状況です。市がかさ上げ工事をしまして、そこに地権者の方がご自分でお家を建てる。建てた後にまた仮住まいからお家に戻るという流れになっています。それで大体1年ちょっとぐらいのローテーションで進めていきたいということで、地権者の方々は、島の方とはこれとずっと何年も前からお話をし、それでわかりましたということで、その補償額がありますので、それで新しいお家を建てていただくという形になってございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 今ちょっといろいろお話聞いたんですけども、結局はかさ上げする場所が地域や15世帯の場所があるわけで、それが全体的にかさ上げ上げると50センチメートルから80センチメートルくらい多分上がると思うんですけども、その流れをちょっと全体的などういいうスケジュールで住む世帯の方にお話しされるのか。その辺ちょっと具体的にお話ししていただきたいと思います。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 前回の産業建設常任委員協議会のときに図面を使いまして流れ等はご説明させていただきました。まず仮住まいにご入居いただくというのが第一弾でございます。その後、ご自分の今家屋の除却工事を行っていただく、これは地権者の方がご自分でしていただいて、その後に市のほうで宅盤をかさ上げします。その後、終わった後に地権者の方が新築

をいただいて、その後にご入居いただく、これが大体1サイクル、1期工事で1年ぐらいをめどに今考えているということで、私どものほうでは最初の1ブロック、第1工期を5戸、次の第2ブロックを4戸、第3期の工事を6戸ということで考えてございますので、これで大体3年ぐらいでこの野々島地区のかさ上げ工事を全体的に終わらせていきたい。それが大体平成31年度末にはかさ上げ工事につきましては終了する予定で今進めているという状況でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 今お話しいただきまして、ありがとうございます。ということは、今現在震災から5年がたって、今現在その世帯の方が住まれているわけなんですけれども、リフォームなどもやっている世帯もあるんですよ。そういう方に関してはお金がかなりかかっているわけなんですけれども、それを今度移動して仮設があるということで更地にするために壊してしまえば壊す費用が多分300万円ぐらいかかるのではないかと、1世帯。これは概算ですけれども。それに対してまた新築をすると何千万円とかかるのに皆さんが同意されるのか、同意されないのか。それが私がちょっと疑問な部分があるのと、それから解体するのが前提だということよりも上げる工法もあるのではないかと。家を今現在引っ張るとか上げてかさ上げをするという工法が多分あるのではないかとというのがあるんですけれども、そういう工法が考えられないのかという部分がちょっとお話ししていただきたいと思います。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 この方につきましては解体をして新築をするのか、または上げ屋にするのかも含めてご相談させていただいて、全てここの地権者の同意をいただきながら今進めているという状況でございます。皆さん、リフォーム等をなさった方につきましても補償はまた新たに加わってきている部分もでございますので、その分につきましても今現時点での補償額を算定しておりますので、それをご提示しながら今個々の交渉に入っているという状況でございます。防潮堤工事が進む前の3年前に一度補償額を出しておりますので、それを皆様のほうにはご提示しておりまして、それでご納得はいただいているという状況もでございます。ただ、時間がたっておりますので現時点でのもう一度補償費を算定をして、その額をもって個々の皆様とお話をして、改めて解体をして新築をするのか、上げ屋で対応するのもも含めて、もとは個々の中で今お話を、協議をしているという状況でございます。全体を3ブロックに分けてローテーションで動きますというのは全体説明会の中で皆さんにご説明をして、できるだけ早く進め

ましようということで区の同意をいただいているという状況ですので、あとは個々の地権者の方々との個別のお話し合いの中でご納得いただいて、スムーズにできるように進めていくという段取りを今しているところでございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。多分これから地権者の方との話し合いがされると思いますので、その辺の部分でいろいろと問題が出てくるかもしれませんので、随時報告のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

あと、この仮設住宅ができるリースなんですけれども、倉庫というのがあるわけですけども、住宅よりも大きい倉庫でございませう。何の倉庫になるわけでしょうか。最後に済みませう。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 島の方々のご要望をいろいろお話を聞きいたしまして、漁具等を入れる倉庫が必要だということで、5件分の仮倉庫ということで5戸の倉庫を準備しているという状況でございませう。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりませう。これはあくまでも震災に遭った方のための漁業の方の漁具を入れる倉庫ということですね。わかりませう。

私のほうからはとりあえず終わらせていただきます。ありがとうございます。

○志賀委員長 ほかにご発言は。曾我委員。

○曾我委員 補正予算説明書の16ページで、資料No.は3です。2万5,000円水産業災害対策資金利子補給金、ページ15、16の関係です。浅海漁業振興費の関係、台風の被害があつてようやく漁業者への利子補給で貸付金を借りた人に利子補給するということになったんですが、先ほど6名ほどということですが、激甚災害とかそれから漁業協同組合の共済掛け金をかけてきた人とか、いろいろルールがあるようなんです、6名全部で大体救われるという見通しなのか。被害者の全体のこれから利子補給も受けられないなどという人はいないんでしょうか。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 大きな被害を受けられた漁業者の方は6件程度でございませう。また、県のほうでもしこの貸し付け資金のほうを実施した場合に、実際ご利用されませうかという話を漁協を通して各組合員さんにしたときの実際に手を挙げるというお話をいただいた方、これが6

件ということでございます。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 要するに、それ以外のところの被害を受けた方で困っている実態はないのかということを知りたいんです。組合の中での手を挙げた人ということで、そういうルールで利子補給をつけるわけですけれども、私たちもときに現場に行ったときには個人の方であってもそういった救済があればという意見があったわけです。皆々満足に1年間掛け金かけられればいいけれども、そうではない人もいます。実際には大震災から頑張ってきて今日に至っているんだけれども、それでもまた被災を受けるというこういう中で、県独自なり市独自なりでそういった救済制度をつくれぬのだろうかという意見もあったので、そういった実態をつかんでいるかという問題なんです。その辺はつかんでいないですか。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 今回補正予算のほうで計上させていただいたものについては、あくまで貸付金の利子補給ということでございました。今別に激甚災害の指定等につきましては、台風被害のほうで別で、そちらのほうは動きがございます。最終的な被害状況の査定が来年年明けぐらいに始まると思いますので、その中でまた漁業施設の被害等の補償関係については改めて整理されるものというふうに考えております。以上です。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 制度の範囲ではそういうふうなつかみ方なんだろうけれども、私は現場での漁業者が困っていることをつかんでいないのかという問題です。今回、また津波によってでしたか、桂島でノリの棚が被災を受けたという問題もあります。これだって激甚災でなければ救済、掛け金をかけていなければどういふ借り方ができるかわからないだけけれども、たびたびそういうことが起きているわけです。そういう点で独自の小さな漁業者も守るという点で検討すべき課題ではないかというふうに常々思っているものですから、実態をつかんでいれば報告していただきたいというふうに思ったわけです。ないですね。

また、私たちも現場つかみながらまた要望や何かをしていきたいと思っております。

続きまして寒風沢の関係ですが、結局減額補正というのは入札が不調に終わったことが大きいのかというふうに聞いたわけですが、あそこも行っても本当に道路が大変でまだポンプがつけられないのかとか、道路を直しても自宅を上げないでスロープで道路に上がらなければならないとかいろいろなことがあるわけで、皆さんのせいではないです。なかなか不調という問題

があるからだけでも、そういう点では非常に悩ましい問題だというふうに思っているわけです。でも、これができないとポンプもつけられないということになるのでしょうか。その辺はどうなんですか。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 そもそも、漁業集落排水事業でポンプをつけようということでこの間議決いただきまして、今準備工等に入っている状況でございます。北地区のほうの集落道のかさ上げを今している状況でございますので、かさ上げをしましてポンプをつけると海からの大潮のとき等の逆流も含めて対応できるのではないかとということで、私どもで早急に工事が完成するように努力しているところでございます。

○志賀委員長 曾我委員。

○曾我委員 そうすると、契約ができなくてここで減額するんですが、結局今12月ですから年度末の減額で繰越明許とかそういった形でとられていくんですか。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 ポンプにつきましては、今工事に実は入ってございますので、進捗状況によりまして当初年度内完成予定で契約しておりますけれども、若干おくれぎみでございますので、もしかしまして繰り越しという形になるかもしれないということで、そのときは2月定例会のほうでご提案させていただきたいと思っております。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 今曾我委員の質問に関連するんですけれども、資料No.6の52ページ、復興交付金事業計画ということで13事業があるわけでありましてけれども、その中で不調に終わったとかあるいは他の関連先行工事がおくれているために翌年度以降ということで、今回減額補正されているのは恐らくは復興交付金の基金の中に戻し入れされると思うんですけれども、具体的な手続の問題として事故繰り越しとか、あるいは繰越明許するのか、あるいは単純に不用額としてとりあえずおろすのか、あるいは翌債として次年度の改めてやるのかというふうな手続的なことなんですけれども、全体的なものが考え方まとまっているのでしょうか。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 私どもで復興事業のほうにつきましては7事業これで上げておりますけれども、基本的には事業を今回おろしますけれども、次の年度で改めて予算を上げていく方向で今捉えてございます。ただ、7番目の災害住宅のこの部分につきましては清水沢と北浜が事業

費確定しておりますので、基本的には減額ということになるかと思えます。以上でございます。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 そういう財政上、テクニックなのかもしれませんがわかるような形でやっていただきたい。一番懸念するのは一度予算を通して計上されて、議会として議決しているわけですから、その事情変更でもって減額補正せざるを得ないというのはわかりますけれども、今後どうなるのかということがある程度の見通しというものを議会に説明する責務が私はあるのではないかというふうに考えております。減額します、よろしくねではなく、その次どうするのかという確認が、曾我委員の指摘のとおり、繰越明許するのか、あるいは事故繰越にするのか、翌債にするのか。あるいは不用額としていくようなことをして事業完了に伴ってこれは終わりましたということでの減額補正するのかという形の色分けというか、それは明確にしていきたいと思う点が1つと、それからまた改めてやる場合にその事業が国サイドからすれば一度は認めましたけれども、改めて補助申請という手続が必要になってくるのかどうか。その点、どうなんですか。

○志賀委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木復興推進課長 色分け、繰り越し事業等含めまして2月定例会に向けて、なお整理していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

交付金事業ですけれども、復興交付金、国のほうからいただいている額でございまして、今これを一回基金に戻しまして残り、残額となってくるんですけれども、今後国のほうとしましては改めて復興交付金を配分するのではなく、各市町村のほうに配分している既予算を有効に使ってほしいというのが大きな方向性でございますので、最終的には関連事業ということで必要な部分が出てくれば残っている部分から今後有効にまず使っていくというのが大きな流れになるかというふうに思っております。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 はい、わかりました。安心しました。それで実は過日新聞報道で16次か第何次かの復興交付金の決定の一覧表みたんですけれども、その中に塩竈市がなかったんです。そういう意味で、ある程度復興事業については大体計画どおり予算獲得はできたのかということで理解はしておりますけれども、今後復興期ということで新たな事業の場合については事業精選とか選別とか、そういう点では厳しくなってくるのかということがちょっと今心配した動

機であります。続きまして、具体的なあれですけれども、資料No.3の15、16ページの水産物供給基盤機能保全事業ということで、県事業が老朽化した漁港施設のための改修事業での負担分ですけれども、さっき説明あったかもしれませんけれども聞き落したので、具体的な箇所づけ、それを教えてください。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 今回のこちらの計画の対象範囲といたしましては、特三漁港の塩釜漁港分ですけれども、新浜地区と越の浦と釜の淵のところは該当になるということで伺っております。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。特三漁港の塩釜漁港分だということで、わかりました。

それから先ほど同じ曾我委員もおっしゃったんですけれども、水産業の台風被害です。浅海養殖漁業、確かに漁協を通じてですけれども、実際どれぐらいの対象数になりますか。資料No.3の15、16です。水産業災害対策資金利子補給金。

○志賀委員長 並木水産振興課長。

○並木水産振興課長 今回対象となっている方々ですけれども、済みません、件数といたしましては施設の災害復旧関係ですと6件の漁業者の方から申し込みがあるものと考えております。これは県の事前の調査のほうで明かされているものです。あと、施設復旧以外に運転資金ということでの話もございまして、そちらのほうは5件ということで、計11件の申請の希望があるということで伺っております。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。最後に、先ほど菅原委員も発言されておりましたけれども、野々島の地区漁業集落防災機能強化事業ですけれども、資料No.6の71ページです。全体計画、3期に分けてやるんだということですけれども、市内における仮設、そして災害公営住宅の事業の反省といいますか、期間がたてばたつほど被災された方々の気持ちも日々揺らいでおります。特に、島ということで高齢化も進んでおります。そういう中で平成31年度までの最終年度までのぎりぎりの計画でございますけれども、日々被災された方々の気持ちに沿って、そして要望を可能な限り受け入れ、そして一日も早く新たな住宅に住めるような形での事業を進めていただきたいと思いますと感じております。どうしても市内の場合、確かに規模も大きいですし被災された方も多かったためになかなか細かいところまで思いというものをなかなか把握できなかったということがあったかもしれませんけれども、どうか島ということもございまして、そ

の辺ひとつよろしくお願ひしたい。これは要望です。以上です。

○志賀委員長 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第81号、第87号、第89号及び第92号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志賀委員長 挙手全員であります。よって、議案第81号、第87号、第89号及び第92号については原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時14分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 志賀勝利